

# あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (先端デジタルサービスパイロット事業) 実施委託業務 仕様書

## 1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタルサービスパイロット事業）実施委託業務

## 2 事業目的

愛知県は、中部国際空港島及び周辺地域（以下「空港島エリア」という。）を、先端デジタル技術を活用した革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールドとして位置付け、2030年に導入が見込まれる近未来の事業・サービスを、早期社会実装することを目指す「あいちデジタルアイランドプロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を2022年度から推進している。

本事業では、空港島エリアを中心とした県内に立地し、先端デジタル技術を活用した課題解決に意欲のある企業・施設等と、その課題解決に資する先端デジタル技術を有するテック企業、スタートアップ等をマッチングし、実証実験の伴走支援を実施することで、販売促進、生産性向上やビジネスの付加価値向上につなげる。その実証成果を披露することで、県内全域での先端デジタル技術の導入につなげていく。

## 3 事業内容

- (1) 実施体制の構築
- (2) 継続プロジェクトの実施
- (3) 新規プロジェクトの組成
- (4) 成果報告イベントの実施

## 4 委託業務

- (1) 実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持つ者を配置した実施体制を構築すること。

- (2) 継続プロジェクトの実施

前年度からの継続となるプロジェクトについて、以下のとおり実施すること。

### ア プロジェクトの募集

- ・継続支援の対象とするプロジェクトを2件募集すること。
- ・前年度参加企業等への周知を行い、事業説明会を1回実施すること（オンライン可）。
- ・実証費用の目安は2件で400万円程度とする。
- ・なお、継続支援の応募が無かった場合は、対応について県と協議すること。

### イ プロジェクトの選定

- ・応募者からプロジェクト計画書の提出を求めること。
- ・選定方法及び選定基準を事前に作成し、これに基づき選定すること。

### ウ 実証実験の実施

#### ①実証実験

- ・実証期間は概ね8か月程度確保すること。

#### ②伴走支援

- ・実証内容のブラッシュアップ、計画策定、進捗管理等の伴走支援を行うこと。
- ・実施状況を適宜把握し、県へ報告を行うこと。

### (3) 新規プロジェクトの組成

新たに実施する実証プロジェクトについて、以下のとおり実施すること。

#### ア ニーズ企業の募集・選定

##### ①募集

- ・事業規模・業種に偏りが出ないように広く周知し、ニーズ企業を募集すること。
- ・募集説明会を1回開催すること。
- ・原則として現地開催とし、オンライン配信も併せたハイブリッド開催も可とする。

##### ②参加企業の選定

- ・応募企業等から課題の提出を求め、8社を選定すること。
- ・知多地域の企業・施設での実証を3件程度優先して採択すること。
- ・選定基準を事前に作成し、提出内容に基づき客観的に選定すること。
- ・必要に応じて対面でのヒアリングを実施し、課題内容の把握を行うこと。

##### ③課題の明確化

- ・選定したニーズ企業の課題を整理し、マッチングに活用できるようブラッシュアップを行うこと。
- ・原則対面にてヒアリングを実施し、実効的な課題定義を行うこと。

#### イ シーズ企業の募集・選定

##### ①シーズ企業の募集

- ・新規枠8社分の課題を提示し、これに対応できる技術を有するシーズ企業を募集すること。
- ・実証費用の目安は8件で3,200万円程度とする。
- ・募集説明会を1回開催すること。
- ・原則としてオンライン配信による開催とし、現地も併せたハイブリッド開催も可とする。

##### ②シーズ企業の選定

- ・8社（8プロジェクト）を選定すること。
- ・選定方法・選定基準は事前に作成し、これに基づき行うこと。
- ・応募企業に対して対面またはオンラインでヒアリングを行い、技術内容及び提案妥当性を確認すること。

#### ウ 実証実験の実施

##### ①実証実験

- ・実証期間はおおむね5か月程度確保すること。

##### ②伴走支援

- ・計画策定、進捗管理、状況把握及び県への報告を適切に行うこと。

### (4) 成果報告イベントの実施

本事業で得られた成果を広く県内へ周知するため、成果発表会を下記のとおり開催すること。

ア 開催時期：2027年2月～3月

- イ 開催形式：原則として現地開催することとし、他のあいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業の成果報告会と連携して開催することを検討すること。
- ウ 対象者：県内企業等

## 5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費：専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費：事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費：テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

## 6 成果物

### (1) 提出書類

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| ア 事業実施報告書                | 1部 |
| ※A4判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷    |    |
| イ 事業実施報告書の電子データ          | 1式 |
| ウ 記録写真及び関連データ等           | 1式 |
| エ その他、業務にあたって県が作成を指示した資料 | 1式 |

## 7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

## 8 その他

- (1) 県と実施した打ち合わせについては議事録を作成し、都度、県へ提出すること。
- (2) 事業実施や事業周知は、県の他事業、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (3) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務に係る会計検査等が行われる場合は協力すること。
- (5) 法制度を順守し、実証実験を実施すること。
- (6) 当業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (7) 事業を実施する際の広報等については、県と受託者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。
- (8) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに

- 応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (9) 受託事業者は、事業の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- (10) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (11) 本事業に係る設備の設置及び実施場所等の使用に係る費用の負担及び使用許諾契約等調整に関わる一切の手続きを行うこと。
- (12) 受託事業者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託事業者の責任において処理すること。
- (13) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (14) 本事業を実施することにより発生した成果物以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。）については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託事業者に帰属するものとする。
- 本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- (15) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。